



# 個別注記表

自2025年4月1日 至2026年3月31日

## I 重要な会計方針に係る事項に関する注記事項

### 1 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法を採用しております。

### 2 固定資産の減価償却の方法

#### (1)有形固定資産

定率法によっております。ただし平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)及び平成28年4月1日以降取得した建物附属設備については定額法によっております。主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	27年
建物附属設備	8年～18年
工具器具備品	4年～15年

#### (2)無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

### 3 引当金の計上基準

#### (1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2)賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しております。

#### (3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末の退職給付債務に基づき発生していると見込まれる額を計上しております。

### 4 その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。